

誓 約 書

- 新入学児童生徒学用品費を新入学学用品の購入に充当し、適正に使用すること。
- 令和7(2025)年1月1日現在にみよし市内に住民登録がない場合は、令和7(2025)年1月1日現在に住民登録があった市町村で発行される所得課税証明書をみよし市に提出すること。
- 令和8(2026)年4月1日時点での世帯や転出等の状況により、就学援助の受給対象外になった場合は、支給を受けた新入学児童生徒学用品費をみよし市に全額返還すること。
- 新入学児童生徒学用品費の支給を受けた後、令和8(2026)年4月2日以降にみよし市以外に転出した場合は、支給された旨を転出先の市町村に通知されること。

私は、上記の全ての項目について説明を受け、すべての項目の内容について承諾するとともに、履行義務を果たすことを固く誓約します。

令和 年 月 日

申請者

住 所

氏 名

児童生徒との続柄 ()

入学児童生徒

住 所

氏 名